

平成30年第10回農業委員会総会議事録

開催年月日		平成30年10月24日（水）							
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室							
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 9時28分		議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員				
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要	
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席	
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席	
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		欠席	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席	
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席	
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席	
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席	
	8	江 原 勝		欠席	8	安 野 和 好		出席	
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席	
	10	岩 上 賢		出席					
	11	荒 井 肇		欠席					
	12	白 石 富 子		出席					
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		20名	
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		3名	
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者					
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳			
		主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎			
		主事	新井 政貴						
説明員		主査	齋藤 鏡子		主事	新井 政貴			
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員12名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第10回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に井上委員、岩上委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	協議報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知について、訂正がありましたので、総会資料の差し替えをお願いいたします。
<u>議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の2ページを御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、両親が高齢となったため、介護が必要となった場合等を考え、両親の実家に隣接した当該地に住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備え

	ていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号２につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、結婚に伴い家財道具も増え、住宅が手狭となったことから、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１から２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
議長	番号１につきまして、井上委員から報告をお願いいたします。
井上委員	番号１について、１０月２１日に現地確認を行いました。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺は宅地が点在しており、市街化が著しい地域です。また、近くには公民館や白岡駅が存在しています。 詳細は事務局説明のとおりです。また、申請地は野菜が栽培されており、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	続きまして番号２につきまして、小島委員から報告をお願いいたします。
小島委員	番号２について、１０月２２日に現地確認を行いました。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺は宅地が点在しており、近くには公民館や白岡駅が存在しています。 詳細は事務局説明のとおりです。また、申請地は多少雑草等が生えておりますが、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

議長	[異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって議案第 20 号については原案のとおり決定します。
<u>議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第 2 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	今回申請に係る案件につきましては、元は木造 2 階建て住宅として計画していた住宅を、両親の介護を考え、木造平屋建て住宅に変更する計画変更申請がなされたものです。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 21 号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第 20 号から第 21 号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 7 件でございます。 総会資料の 6 から 7 ページ目をご覧ください。 番号 1 から 4 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号 5 につきましては、工場敷のための転用です。 番号 6 につきましては、住宅敷のための転用です。 番号 7 につきましては、住宅敷拡張のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 2 件でございます。 総会資料の 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、平成 30 年 9 月 19 日に届出のあったものです。 番号 2 につきましては、平成 30 年 10 月 9 日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。まず、役員会について事務局から説明いたさせます。
事務局	○ 10 月 17 日（水）に開催した役員会で協議した事項 (1)農業祭について ・ 開始時間は昨年同様午前 9 時 45 分から。 ・ 当日の役割等は配布した表のとおり。 ・ 販売金額は 50 円単位。 ・ 出品物には必ず配布したシール（議席番号と値段を記入）を貼ること。 ・ 提出された出品票により、「出品荷受け・売上一覧」は当日までに準備する。 追加販売分は当日手書きで対応していただきたい。 (2)内部研修について ・ 12 月総会後に 1 時間程度の研修とその後に質疑応答を考えている。 ・ 内容としては、新規就農者に対する対応についての予定。 ・ 講師は春日部農林振興センター職員に依頼することを考えている。 (3)忘年会について ・ 前回の総会で伺ったとおり、12 月 25 日（12 月総会開催日）で決定した。 ・ 詳細については、配布した通知のとおり。 ・ 欠席される場合は連絡をお願いする。

事務局	○適正な業務執行について 埼玉県農業会議から別添のとおり通知がありました。 参考として配布いたしますので、各自で御確認ください。
事務局	○農業委員活動記録の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 10月30日 大山地区推進委員 11月13日 鈴木委員江口委員・日勝地区推進委員 11月27日 井上委員・篠津地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。
事務局	○来月総会について 11月26日（月）午前9時。 議事録署名委員の井上委員、岩上委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	以上で、協議報告事項3その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
山岸推進委員	17日の農業祭ですが、午後から大山小学校で開校130年のイベントが行われるため、昼食後に退席させていただいても良いでしょうか。
議長	農業委員会とは異なる話になってしまうのですが、17日に大山小学校の開校130年記念事業として、航空写真の撮影が予定されています。 通常なら子供たちで写真を取るのですが、人数が足りずにその保護者が出て、それでも足りずに祖父や祖母まで出るような大山地区総出のイベントになっています。時間的に行き来は難しいと思いますので、大山地区の担当としては私が農業祭に残りますから、残りの大山地区の方はこの記念事業へ参加してもらえればと思います。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前9時28分】